

患者説明指針

医師が患者に十分に情報を提供したうえで患者から同意を得るインフォームドコンセントを実施することにより、医療側と患者側の相互理解と情報共有を得てスムーズな医療を実現する。

説明と同意は医師の患者に対する義務とされており、説明と同意が行われない医療行為は違法となる場合がある。

したがって当院においては下記の指針を定めるものとする。

1. 行為の計画にあたってはインフォームドコンセントを実施する。
2. 説明には患者が理解できるようにわかりやすい言葉を心がける。
3. 患者本人への説明・同意が得られないと考えられる状態の場合には代理として家族への説明により同意を得るものとする。
4. 説明と同意が実施できない緊急の医療行為の場合には患者またはその家族に対し事後の説明を行うものとする。